

「高年齢者等共同就業機会創出助成金」の活用を！**企業組合も対象、今度の受付は8月1日から****- (財)高年齢者雇用開発協会 -**

財団法人高年齢者雇用開発協会では、45歳以上の高年齢者等が3人以上で、自らの職業経験等を活用することなどにより、共同して事業を開始し、労働者を雇い入れて継続的な雇用・就業の機会を創設した場合に、当該事業の開始に要した経費の一定範囲の費用を助成する「高年齢者等共同就業機会創出助成金」制度を設けている。今度の受付期間は平成15年8月1日から同月29日まで。なお、同制度の支給対象事業主には“企業組合”も該当することから、その活用が期待される。その概要は次のとおり。

1. 支給対象となる事業主

次のいずれにも該当する事業主に対して支給されます。

- (1) 支給申請日において、雇用保険の適用事業の事業主であること。
- (2) 設立時の出資者のうちに、高齢創業者が3人以上の法人であること。
- (3) 設立時の出資者である高齢創業者のうち、いずれかの者が法人の代表者であること。
- (4) 設立登記の日及び高年齢者等共同就業機会創出事業計画書（以下「事業計画書」といいます。）提出日において、高齢創業者の議決権の合計が総社員又は総株主の議決権の過半数を占めていること。
- (5) 支給申請日において、45歳以上の高年齢者等を雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。）として1人以上雇い入れている事業主であること。
- (6) 事業計画書を次の期間内に都道府県高年齢者雇用開発協会を經由して、(財)高

年齢者雇用開発協会へ提出し、事業計画認定通知書の交付を受けた事業主であること。

【受付期間】

第2回受付 平成15年8月1日～同年8月29日

(平成15年4月1日から同年6月30日までの間に法人の設立登記を行った事業主が対象です。)

第3回受付 平成15年11月4日～同年11月28日

(平成15年7月1日から同年9月30日までの間に法人の設立登記を行った事業主が対象です。)

第1回受付は終了しました。

- (7)法人の設立登記の日以降6か月以上事業を営んでいる事業主であること。
- (8)事業の実施に必要な許認可を受ける等、法令を遵守し、適切に運営する事業主であること。
- (9)法人の設立登記の日以降6か月以内に次の経費(以下「支給対象経費」といいます。)を支払った事業主であること。

【支給対象経費】

- (a)法人設立に関する事業計画作成経費
経営コンサルタント等の相談経費

(雇用管理に係る相談経費を除く。)
等(75万円を限度)

(b)職業能力開発経費

事業を円滑に運営するための、役員及び従業員に対する教育訓練経費

(c)設備・運営経費

事業所の工事費、設備・備品、事務所借料(6か月を限度)広告宣伝費等の設備・運営費

注 高齢創業者とは、次のいずれにも該当する者をいいます。

- (1)法人の設立登記の日において、45歳以上の者であること。
- (2)法人の設立登記の日から支給申請まで、報酬の有無、常勤・非常勤の別を問わず設立された法人以外の法人役員、雇用労働者、個人経営者等でない者であること。
- (3)法人の設立登記の日から継続して就業(専業)している者であること。

2. 支給額

この助成金は、支給対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨てます。)で、500万円を限

度として支給されます。

3. 支給申請等の手続

この助成金の支給を受けようとする者は、高年齢者等共同就業機会創出助成金支給申請書に、あらかじめ交付を受けた計画認定通知書の写し等を添えて、次の期間内に都道府県高年齢者雇用開発協会を経由して(財)高年齢者雇用開発協会へ提出してください。

第2回受付の事業計画書について計画認定通知書を受けた事業主

平成15年10月1日～同年12月31日
(ただし、提出日は、法人の設立登記の日から6か月後の応当日以降に限ります。)

第3回受付の事業計画書について計画認定通知書を受けた事業主

平成16年1月5日～同年3月31日
(ただし、提出日は、法人の設立登記の日から6か月後の応当日以降に限ります。)

この助成金の支給は、1法人につき1回に限られます。

4. 不支給等

法人の設立登記の日以降、偽りその他不正行為により、雇用保険三事業に係る給付金を受け、又は受けようとしたことのある事業主に対しては、助成金を不支給とします。

支給申請等の詳細については、各都道府県高年齢者雇用開発協会へお問い合わせ下さい。

(社)東京都高年齢者雇用開発協会

TEL 03 - 5684 - 3381

